

医政発 0 6 2 5 第 6 号
平成 2 6 年 6 月 2 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

診療放射線技師法等の一部改正の施行について (一部抜粋)

第一 改正の内容

1 診療放射線技師関係について

(1) ~ (2) 略

(3) 病院又は診療所以外の場所において業務を実施できる場合の見直しについて

- ① 改正法により、診療放射線技師が病院又は診療所以外の場所において業務を行うことができる場合として、医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法第 26 条第 2 項の改正)

これに伴い、改正省令により、この厚生労働省で定める装置として、超音波診断装置が定められたこと。(診療放射線技師法施行規則第 15 条の 4 として新設)

- ② 改正省令により、診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所において、医師又は歯科医師の立ち会いなしにエックス線の照射を行うことができる場合として、乳がんの集団検診においてマンモグラフィー検査を行うときに追加されたこと。(診療放射線技師法施行規則第 15 条の 3 の改正)

これに基づき、診療放射線技師に、医師又は歯科医師の立ち会いなしにマンモグラフィー検査のためのエックス線の照射を行わせる場合には、医療安全上の配慮が極めて重要であることから、以下のような取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとする。

ア 事前に責任医師の明確な指示を得ること

イ 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備

ウ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備

エ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

2 ~ 3 略

第二 略